

お知らせ

問＝問い合わせ、申＝申し込み

北 区 役 所

紫野東御所田町33-1
☎432-1181(代表)、Fax 432-0388
開庁日 土・日・祝日、年末年始

ご来庁の際は、環境にやさしい公共交通機関
をご利用ください。



自然と文化のまち北区

相 談 (無 料)

- 弁護士による法律相談**

日時 毎週水曜日 午後 1 時15分～ 3 時45分

場所 北区役所 3 階会議室

＊正午から整理券(先着15人)を北区役所 3 階
区民ふれあい相談コーナーで配付します。
(受付：午後 3 時25分まで)

問 地域力推進室庶務担当 ☎432-1197

■**行政相談員による行政相談**

日時 8月20日(木)、9月17日(木)

いずれも午後 1 時30分～ 3 時

場所 北区役所 3 階会議室

問 地域力推進室庶務担当 ☎432-1197

■**精神科医によるこころの健康相談**

日時 第 1 ～ 4 木曜日 午後 1 時30分～ 3 時

場所 北保健センター 2 階相談室(予約不要)

問 健康づくり推進課 ☎432-1454

■**行政書士会による相談**

日時 8月27日(木) 午後 2 時～ 4 時

場所 北区役所 3 階会議室

問 京都府行政書士会第 4 支部事務局 ☎762-0505

■**司法書士会による相談**

日時 9月10日(木) 午後 1 時30分～ 3 時30分

場所 北区役所 3 階会議室

問 京都司法書士会 ☎241-2666

福 祉

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度からの
お知らせ**

入院や高額な外来受診の予定があり、高額な自己負担金が見込まれる場合、事前にご相談ください。

申請により、限度額適用認定証等(認定証)を交付します。認定証と保険証を医療機関へご提示いただくと、次のア・イが適用されます。

ア 医療費の支払いが世帯の自己負担限度額までで済みます。

イ 入院時の食事代が減額されます(市民税非課税世帯の方に限ります。)

申請の際には、保険証と印かんをご持参ください。

＊国民健康保険にご加入の70歳未満の方に
ついては、保険料を滞納している場合、前記アが適用されない場合があります。

＊国民健康保険にご加入の70歳～74歳の方、後期高齢者医療にご加入の方で市民税課税世帯の方については、お手持ちの高齢受給者証、または後期高齢者医療被保険者証を医療機関へご提示いただくと、医療費の支払いが世帯の自己負担限度額までで済みますので、保険年金課での申請は不要です。

問 保険年金課保険給付・年金担当 ☎432-1273

■**介護保険料の納付は便利で確実な口座振替を**

口座振替は、各納期に介護保険料が自動的に口座から引き落とされるため、金融機関で

- 払い込む手間が省けて便利です。
- 手続きは、①介護保険料の納入通知書など被保険者番号と徴収番号の分かるもの、②預(貯)金通帳、③通帳の届出印をお持ちのうえ、取引先の金融機関またはゆうちょ銀行の窓口でお申し込みください。
- ただし、保険料が特別徴収(年金からの引き落とし)されている場合は口座振替への変更はできません。
- 問 福祉介護課介護保険担当 ☎432-1364
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給**
- 平成27年 4 月 1 日現在で、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合、戦没者等の遺族 1 人に、額面25万円(5年償還)の国債を支給します。
- ＊戦没者等との続柄等により、優先順位有。
- 問 福祉介護課 福祉担当 ☎432-1306
京都府健康福祉部福祉・援護課 ☎414-4616
- 各種手当の届け出をお忘れなく**
- 8月は、次の手当を引き続き受給するための届け出をしていただく月です。該当の届け出を提出期限までにご提出ください。届け出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- | 手当の名称 | 必要な届提出期限 | 提出先 |
|--|-------------------|------------------------------|
| 児童扶養手当 | 現況届
8月31日(月) | 支援保護課
支援第一担当
☎432-1284 |
| 特別児童扶養手当 | 所得状況届
9月10日(木) | |
| ・特別障害者手当
・障害児福祉手当
・経過的福祉手当
・外国籍市民重度
障害者特別給付金 | 現況届
9月10日(木) | 支援保護課
支援第二担当
☎432-1285 |
- 福祉医療制度のお知らせ**
- 市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に福祉医療制度を実施しています。
- 福祉医療制度の適用を受けるには申請が必要です。申請には、保険証・印かんをご持参ください。制度により身体障害者手帳、戸籍謄本などが必要になります。入院時の食事代および居住費などは支給の対象となりません。
- ひとり親家庭等医療—
- 対象 次のいずれかに該当する方(所得制限あり)①生計を一にする父または母のない、18歳到達後最初の 3 月31日までにいる児童②①の児童と生計を一にする母または父③両親のいない児童と、その児童を扶養する 20歳未満の方など
- 支給内容 健康保険の自己負担額
- 一部負担金 なし
- 重度心身障害者医療、
重度障害老人健康管理費—
- 対象 次のいずれかに該当する方(所得制限あり)① 1 級または 2 級の身体障害者手帳を持っている方②知能指数(IQ)が35以下である方③ 3 級の身体障害者手帳を持ち、知能指数(IQ)が50以下である方(重度障害老人健康管理費は、後期高齢者医療制度の資格がある方が対象です)
- 支給内容 健康保険または後期高齢医療の自己負担額
- 一部負担金 なし
- 老人医療—
- 対象 65歳以上70歳未満(＊1)で、次の①または②の方(所得制限あり)ただし、昭和25年 8 月 2 日以降にお生まれの方は、①

- の世帯に限ります。(平成27年8月から変更)
- ①所得税が課税されていない世帯(一部例外あり)②所得が基準額以下で、(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方(ア)寝たきり(イ)一人暮らし(ウ)同居者が親族のみで、全員が60歳以上、18歳未満または一定の障害がある方の世帯
- ＊1 平成26年度に実施していた70歳に到達された方を対象とする臨時特例措置は、平成26年度末をもって終了しました。
- 支給内容 健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額
- 一部負担金 2 割(一定以上の所得者は 3 割)
- ＊平成27年 4 月診療分から健康保険の自己負担分 3 割を 2 割に軽減する制度になりました。(平成27年 3 月診療分までは健康保険の自己負担分 3 割を 1 割に軽減)
- 問 (ひとり親家庭等医療、老人医療、重度心身障害者医療)
- 福祉介護課福祉医療担当 ☎432-1297
(重度障害老人健康管理費)
- 保険年金課保険給付・年金担当 ☎432-1273

—子ども医療—

- 対象 0 歳から小学校 6 年生までの方
- 12歳到達後、最初の 3 月31日までにいる方(所得制限なし)

平成27年9月から、支給対象を中学校
3 年生まで拡大します！

- 支給内容 健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた額
- 一部負担金 〈入院〉0 歳から小学校 6 年生までは 1 か月 1 医療機関につき200円、〈通院〉0 歳から 3 歳未満は 1 か月 1 医療機関につき200円、3 歳から小学校 6 年生までは 1 か月 1 医療機関につき3,000円(＊)
- ＊複数医療機関を受診するなど 1 か月の自己負担額が3,000円を超えた場合は、超えた額を申請により払い戻します。
- 問 市地域福祉課・児童家庭課合同分室 ☎251-1123

保 健

- 胸部(結核・肺がん)検診、大腸がん検診**
- | 月日 | 時間 | 会場 |
|--------|----------------|--------|
| 9／2(水) | 午後2時～
3時30分 | 上賀茂小学校 |
| 9／8(火) | | 紫野小学校 |
| 9／9(水) | | 鳳徳小学校 |
- 問 健康づくり推進課成人保健・医療担当 ☎432-1438
- 「献血で 生きるしあわせ わかち合い」
献血にご協力を！**
- | 月日 | 時間 | 会場 |
|-------------|-------------------------------|-------|
| 9／10
(木) | 午前10時～11時30分
午後0時30分～3時30分 | 原谷投票所 |
- 問 健康づくり推進課管理担当 ☎432-1423



市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

午前8時～午後9時(年中無休)

みなここ ぎょうはここ

☎661-3755 FAX 661-5855

※番号のお間違いがないようご注意ください

Eメール(ホームページから)